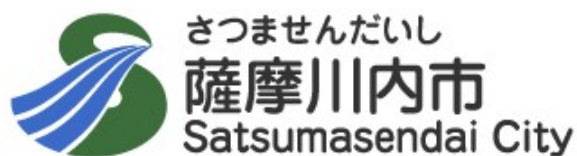


# 薩摩川内市 猫の適正飼養ガイドライン



平成31年3月



## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 猫についての基礎知識        | 1  |
| 1 能力                  | 1  |
| 2 習性                  | 1  |
| 3 寿命                  | 3  |
| 第2章 猫の分類              | 4  |
| 第3章 猫を飼う人のルール         | 5  |
| 1 法令の遵守               | 5  |
| 2 終生飼養の責務             | 5  |
| 3 屋内飼養に努める            | 6  |
| 4 繁殖制限                | 6  |
| 5 所有者の明示              | 6  |
| 6 適切な飼養と近隣への配慮        | 6  |
| 7 トイレのしつけと餌やり・水やり     | 7  |
| 8 健康管理                | 7  |
| 9 人と動物の共通感染症          | 7  |
| 10 高齢猫                | 7  |
| 11 災害時の備え             | 8  |
| 第4章 飼い主のいない猫に接する人のルール | 9  |
| 1 近隣住民等への説明           | 10 |
| 2 餌場の設置と適正管理          | 10 |
| 3 排泄場所の設置と適正管理        | 10 |
| 4 不妊・去勢手術の実施          | 10 |
| 5 耳V字カットの実施           | 10 |
| 6 新しい飼い主探しに努める        | 10 |
| 7 地域猫活動の進め方           | 11 |
| 第5章 猫の侵入防止策           | 13 |
| 【コラム】動物の遺棄・虐待は犯罪です！   | 14 |
| 第6章 関係者による協働と推進体制     | 15 |
| 1 市民の役割               | 15 |
| 2 地域の役割               | 16 |
| 3 動物愛護団体の役割           | 16 |
| 4 獣医師会の役割             | 16 |
| 5 行政の役割               | 16 |

## はじめに

近年、ペットとして飼養されている犬や猫の位置づけが変化し、家族の一員又はパートナーとして扱われるようになってきています。その一方で、ライフスタイルの多様化とともに、種々の環境下で犬や猫が飼養されるようになり、不適切な飼養などから、飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになってきています。このような状況を未然に防止していくために、本市では「猫の適正飼養ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインでは、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と猫が共生できるまちづくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しました。

猫を飼養する際は、命あるものである猫の適正な飼養に責任を負う者として、動物の生態、能力、習性等を理解し、愛情をもって取り扱うことが大切です。本ガイドラインは、猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や地域の住民が、共通の理解をもって猫と接していくための方法について記載しています。

また、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりなどの行為により、みだりに繁殖したり、ふん尿による被害が増加したりするなど、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があります。この問題についても十分に留意する必要があることから、本ガイドラインでは、飼い主のいない猫に接する人のルールについても記載しています。

本ガイドラインを活用していただき、猫の習性や適正な飼養及び管理の重要性について、市民の皆様のご理解を深めていただければ幸いです。



猫と快適に暮らすためには、猫の特性を理解することが重要です。  
まずは、猫の能力や習性等を紹介します。

### 1 能力

#### (1) 視覚

- ・ 視力はあまりよくありませんが、動体視力が高く、視野が広いといわれています。
- ・ 距離感を正確に判断することができます。
- ・ 色の識別能力は高くありませんが、暗いところではわずかな光で物を捉えることができます。

#### (2) 聴覚

- ・ 聴力は犬より優れており、人が聞こえない高音を聞き取ることができます。

#### (3) 嗅覚

- ・ 犬より劣りますが、匂いを嗅ぎ分ける能力に優れています。
- ・ いろいろなものを嗅覚で判断しています。

#### (4) 触覚

- ・ 口の周り、頬、目の上などにヒゲが生えています。ヒゲの根元には神経が集中しており、障害物などを感知するために利用しています。

### 2 習性

#### (1) 活動（夜行性）

- ・ 飼い猫は、飼い主の生活に合わせて活動することもあるようですが、基本的には夜間に活動が活発化し、昼間は休息しています。

#### (2) 行動

- ・ 単独行動が基本です。
- ・ 高いところや狭いところを好んで動き、不安な場所では隠れることが一般的です。こうした習性を理解し、上下運動で高低差のあるところ、隠れられるところ、眠れるところなど、猫が安心する環境を整えることで屋内飼養が十分可能です。



### (3) 行動範囲

- ・ 犬に比べて狭く、餌場を中心にその周辺程度といわれています。
- ・ 縄張りが存在し、オス猫はメス猫に比べて範囲が広く、縄張り意識も強いようです。
- ・ 去勢するとオス猫の行動範囲が約2分の1（63mから34m）に縮小したとの調査結果もあるようです。

### (4) 食 事

- ・ 猫は肉食の動物です。人や犬とは必要とする栄養素が異なり、自分の体で作ることのできるビタミンの種類なども異なります。人と同じ食べ物ではなく、市販されているキャットフードなどを中心に、猫に必要な栄養が含まれている餌を与えるのがよいでしょう。

### (5) 発 情

- ・ メス猫は、生後6ヶ月程度で繁殖能力を備え、発情が始まります。発情は晩冬から初夏を中心に年3～4回、1回あたり約1週間続きます。妊娠するまでは発情を繰り返し、かん高い声で鳴いてオス猫を求めて歩き回ります。伏せたまま腰を少し上げて足踏みをしたり、床を転げ回ったりなどの行動をします。不妊手術により発情しなくなります。
- ・ オス猫は、生後6ヶ月程度で生殖能力を備え、メス猫の発情に誘われて発情します。発情すると壁などに尿をかけるマーキング行動（尿スプレー）を行うようになります。この行動を減らすには去勢手術が有効で、90%近いオス猫に効果があるといわれています。

### (6) 妊 娠

- ・ メス猫は交尾によって排卵が起こるので、高い確率で妊娠します。妊娠期間は約2ヶ月で、1回に3～8頭の子猫を産みます。出産後1ヶ月程度で次の発情が起こり、子猫を育てている間に妊娠して出産する場合があります。そのため、発情のタイミングによっては、年3回以上出産することもあります。

### (7) トイレ

- ・ 乾いた場所で行う習性があり、柔らかい土や砂の上を好む傾向があります。
- ・ 餌場の周辺で、決まった場所に排泄をする習性があるので、特定の場所に排泄をするようにしつけをすることができます。



## (8) マーキング行動

### ア 爪とぎ

- ・ 身を守るため爪を鋭くするほか、爪で傷をつける視覚的マーキングと、足の裏から分泌する匂いを付ける臭覚的マーキングを同時に行っています。

### イ 尿スプレー

- ・ 自分の縄張りを示すためや、不安を感じたときに起こす行動です。去勢手術をすると尿スプレーが抑えられ、臭いも薄くなるようです。去勢手術により90%近くが尿スプレーをやめるといわれています。

### ウ 擦り付け

- ・ 顔を擦り付けることで、分泌する匂いをつけるマーキングの一種です。
- ・ 飼い主への愛情表現のために行うこともあるようです。

## (9) グルーミング

- ・ 自分の匂いをかき消すために、体をなめたり、前肢で顔を洗ったりするような動作をします。

## 3 寿命

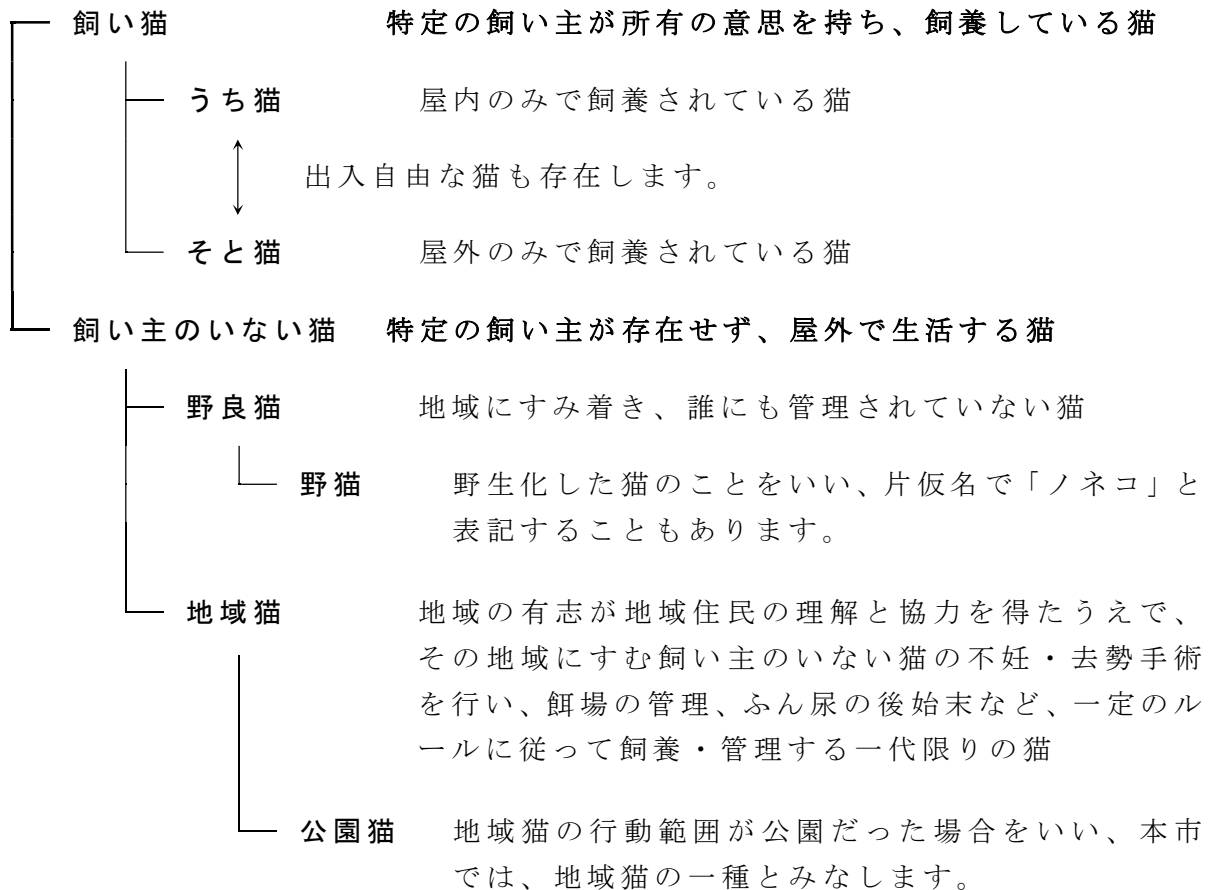
- ・ 飼い猫の平均寿命は10年前後と推測されています。
- ・ 近年の獣医療の進歩やバランスの取れた食事などにより、寿命はさらに延びる傾向にあり、20年以上生きるものもいます。
- ・ 飼い主のいない猫は外で生活するため、事故や病気により飼い猫と比べて寿命が短く、3～5年程度といわれています。



## 第2章 猫の分類



このガイドラインでは、人と猫の関わり方の違いにより、猫を次のように分類しています。



飼い主のいない猫の多くは、無責任な飼い主による「捨て猫」や不妊・去勢手術を受けていない「そと猫」に端を発して生まれた猫です。

また、野良猫に餌など与えている人は、一般的に自分が所有する猫とは認識していないため、猫による被害で近隣トラブルになることがあります。

なお、地域猫活動により、その地域にすむすべての飼い主のいない猫に不妊・去勢手術をすれば、その数は徐々に減少していくことになります。



## 第3章 猫を飼う人のルール



猫を飼うことは、飼い主がその猫の一生について責任をもって面倒をみることです。

飼い主は、猫の習性、行動等を理解し、命の大切さを十分理解したうえで、最後まで責任をもって飼いましょう。

### ■ 飼い始める前に・・・

その住宅で飼養できるか、住環境は整っているか、家族全員の同意があるか、十分な世話ができるか、近隣に迷惑をかけないようにできるか、毎日の世話や餌代、病気の際の治療費が賄えるか、よく検討してください。

#### 1 法令の遵守

##### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）

飼い主の責務として、動物の健康及び安全を保持するとともに、人の身体、財産等を害したり、人に迷惑を及ぼさないように努めること、みだりに繁殖したりしないように繁殖制限をすること、所有者明示に努めることなど。

##### (2) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

動物愛護管理法に基づく終生飼養や適正飼養、生活環境の保全など、犬や猫を含む家庭動物等の飼養及び保管に関する基準。

##### (3) 薩摩川内市環境美化推進条例（平成16年条例第175号）

犬又は猫その他の愛玩動物を適正に飼養・管理するとともに、みだりにふんを放置しないこと。

#### 2 終生飼養の責務

猫の飼養を放棄して捨てること（遺棄）は犯罪です。動物愛護管理法（第44条）では、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、給餌若しくは給水をやめる等の虐待や遺棄をしたものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」となっています。





### 3 屋内飼養に努める

猫は室内で飼うのが基本です。屋外には危険がいっぱいです。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルの元になりかねません。上下運動のできる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば、室内で飼うことは可能です。

### 4 繁殖制限

- ・ 動物愛護管理法（第37条）では、猫の所有者は「みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」と規定されています。
- ・ 飼い猫が繁殖して数が増え、適正な飼養ができなくなるおそれがある場合は、繁殖を防止するための不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・ 不妊・去勢手術により、泌尿生殖器系の病気や性ホルモンの影響による病気のリスクが軽減され、より健康的に長生きすることができます。また、一般に穏やかな性格になるといわれています。

### 5 所有者の明示

- ・ 飼い主は、自分の猫であることがわかる措置（明示措置）をしましょう。
- ・ 明示措置は、首輪に名札（迷子札）等を付けたり、マイクロチップを使用する方法があります。マイクロチップを使用している場合でも、外観でわかるものを併用するとよいでしょう。

### 6 適切な飼養と近隣への配慮

- ・ 猫の習性、行動等を十分理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、愛情をもって最後まで適切に飼養しましょう。
- ・ 猫に関する苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあります。苦情の内容をしっかりと吟味し、自分の都合や言い分ばかりを主張しないで、よりよい対応に心がけましょう。
- ・ 猫が嫌いな人や猫の毛やフケ等にアレルギー反応を起こす人もいることを理解しましょう。



## 7 トイレのしつけと餌やり・水やり

- ・ 猫は決まった場所に排泄する習性があります。市販のトイレ砂などを用いて一定の場所にトイレを設置すれば、しつけが可能です。特にそと猫は、トイレのしつけを徹底しましょう。
- ・ 猫に餌や水を与えるときは、決まった場所で与えるようにしましょう。
- ・ 置き餌はしないようにし、食べ残しは早めに片付けるようにしましょう。

## 8 健康管理

- ・ 毎日の世話を通して、猫の様子や飼養環境を観察しましょう。猫に異常を感じたときは、早めにかかりつけの獣医師に相談しましょう。
- ・ 猫にも感染症や生活習慣病など、たくさんの病気があります。定期的な健康診断と予防接種を受けることも大切です。

## 9 人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。ほとんどの病気は、一般的な衛生対策を守れば予防できます。

- ・ 口移しや同じ食器で食べ物を与えない。
- ・ 口づけなど過剰な接触をしない。
- ・ 猫に触った後と、飲食の前には手を洗う。
- ・ 排泄物はすぐに片付け、処理の後には手を洗う。
- ・ 猫の健康と衛生的な飼養環境を保つ。

## 10 高齢猫

- ・ 獣医療の進歩と食生活や生活環境の改善により、猫の寿命は年々伸びています。ある資料によると、猫全体の約3割が10歳以上の老齢で、シニアといわれる7歳以上の猫が半数程度を占めるようになってきています。
- ・ 動物が老齢になると、視力、聴力、嗅覚などの感覚が衰え、動きが鈍くなり、睡眠や休憩している時間が長くなります。
- ・ 高齢の猫の世話には、これまで以上に注意を払いましょう。消化機能が低下してきますから、食事にも気を配り、大きさや固さなどを考慮して、食べやすく栄養バランスのとれた餌を与えましょう。



- ・ 老いに伴う様々な症状が現れて、介護が必要になることもあります。老い方やそれに伴いどんな問題が出てくるかは、個体によって異なります。認知症の症状を示すこともあり、異常な食欲、目的なく歩き続ける、不適切な排泄など、様々な症状が現れます。症状によって必要な対策や介護も異なりますから、問題の原因を探りながら、一つずつ対処していくことになります。
- ・ 身体的な問題は、かかりつけの獣医師とよく相談しましょう。介護グッズもいろいろなものを試してみて、一番合ったものを使用しましょう。

## 1 1 災害時の備え

災害時においても、猫は飼い主の責任のもとで、飼養・管理することが必要になります。家族の一員である飼い猫のために、安全に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- ・ 保存ができる餌や水、常用薬を、少なくとも5日以上確保しておきましょう。
- ・ 飼い主が特定できるよう、迷子札とともにマイクロチップの二重の用意が、いざというときに有効です。
- ・ はぐれた場合を想定して、飼い猫と飼い主が一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話に保存しておくのもよいでしょう。
- ・ ケージやキャリーバックに入れるように、普段から慣らしておきましょう。
- ・ 飼い猫とともに行動し、避難所へ向かいましょう。通常、ペットは避難所居室には入れません。飼養に必要な資材は、飼い主が持ち寄るのが原則です。



飼い主のいない猫を見かけて、単にかわいい、かわいそうなどと優しさだけで餌を与える行為は、排泄物の問題や望まない繁殖による野良猫の増加など、多くのトラブルを引き起こしかねず、猫にとっても幸せなことではありません。

まずは、飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動を紹介します。

### 飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動

#### ◎ T N R 活動

T N Rとは、①猫を捕獲する (T r a p)、②猫に不妊・去勢手術を施す (N e u t e r)、③猫が生活していた地域へ戻す (R e t u r n) という頭文字をとったものです。

T N R活動は、野良猫の数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることを目的として、ボランティアや動物愛護団体等により野良猫の不妊・去勢手術を行う継続的な活動であり、将来的に野良猫を減らすための有効な手段の一つといわれています。

#### ◎ 地域猫活動

野良猫であっても動物愛護管理法に規定された保護すべき愛護動物であり、捕獲や殺処分が制限されていますが、その一方で、野良猫によるトラブルが後を絶ちません。

そこで、猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、自治会等がボランティアら動物愛護団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊・去勢手術を行うとともに、地域でルールと役割を決めて世話をを行うといった活動が、地域猫活動です。

活動の方法やルール等については、各地域の特性により様々ですが、地域猫活動は、全国的な広がりを見せつつあります。

ここでは、飼い主のいない猫（野良猫、地域猫）に接するうえで求められる最低限必要なルールとマナーを提案しています。

T N R活動や地域猫活動を行う人はもちろん、なんらかの形で飼い主のいない猫に関わる人は、飼い主でなくても責任と自覚を持ち、以下に提案するルールを守りましょう。



## 1 近隣住民等への説明

- ・ 事前に近隣住民や地域等へ活動内容を説明して、理解を得ましょう。
- ・ 近隣住民等の理解を得るには、グループや地域内での役割分担を明確にし、責任の所在を明らかにしておくことも重要です。

## 2 餌場の設置と適正管理

- ・ 近隣住民等の了解を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所を決め、その場所以外では餌をやらないようにしましょう。餌は容器などに入れて、一定時間内に食べきれぬ量を与え、食べ終わるのを待ってから容器を回収し、清掃を実施しましょう。

## 3 排泄場所の設置と適正管理

- ・ 近隣住民等の了解を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所で、餌場の近くにトイレを確保しましょう。
- ・ ふん等の排泄物は速やかに始末し、常に清潔にするよう心がけましょう。
- ・ 排泄場所付近のごみやふんは積極的に始末し、周辺美化に努めましょう。

## 4 不妊・去勢手術の実施

- ・ どのような猫も繁殖力は旺盛です。世話できる頭数を保持し、今以上頭数が増えないように必ず不妊・去勢手術を実施しましょう。

## 5 耳V字（U字）カットの実施

- ・ 不妊・去勢手術をした猫は、識別処置として耳の先端をV字（U字）カットしましょう。
- ・ 未実施猫との識別が可能になり、手術のために再び捕獲されるのを防ぐほか、地域の中で管理された猫であると認識されやすくなります。

## 6 新しい飼い主探しに努める

- ・ 野良猫は、栄養状態や病気、事故などのため比較的短命であり、寿命の平均は5年以下ともいわれています。
- ・ 飼い主として責任をもって飼養（屋内飼養を推奨）してくれる新たな飼い主を探す努力をしましょう。



## 7 地域猫活動の進め方

地域にいる飼い主のいない猫の問題を地域住民、問題解決に取り組むボランティア、行政の三者が協力し合って解決を目指すことにより、人と猫が共生する地域づくりをしていくという考え方による活動です。

### (1) 地域の合意

地域猫を世話する人が活動に取り組む主体となります。代表者を決め、グループで役割分担しながら活動します。

活動には地域住民の理解が必要であり、自治会等の合意は重要です。一方的に行えば、トラブルの原因になりかねません。

話し合いには、猫が苦手な人や計画に反対の人も含めましょう。

### (2) 活動ルール作成

地域の実態に適したルールを作りましょう。無理なく活動できるように、役割分担、ローテーション、日程を決めましょう。

トラブル等が発生した場合に対処するため、代表者の連絡先を明確にしておきましょう。また、トラブルの内容は記録しておきましょう。

### (3) 餌やり

餌やりの場所は、迷惑がかからないように固定しましょう。

決められた時間に食べ切れる量だけ与え、食後は容器を回収して清掃しましょう。

置き餌は絶対にやめましょう。害虫発生や悪臭の原因になります。

### (4) 排泄の処理

トイレは周辺住民の理解が得られた場所に設置し、常に清潔に保ちましょう。

定期的に巡回を行い、トイレ以外で排泄した場合も速やかに清掃しましょう。

### (5) 不妊・去勢手術の実施

地域猫活動に不妊・去勢手術は不可欠です。性成熟前（生後6ヶ月頃）に行うことが望まれます。手術により行動範囲が狭くなり、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

事前に活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておきましょう。

不妊・去勢手術した猫は、耳の先端をV字（U字）カットするなど、未実施猫と識別する必要があります。



## (6) 猫の譲渡

地域猫から飼い猫になった例もあります。新しい飼い主へは、その習性、留意事項、適正飼養に関する情報等を提供しましょう。



## 第5章 猫の侵入防止策



猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人もいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。猫がペットの小鳥や金魚を取ったりすることもあります。

ここでは、猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を紹介します。

- ・ 食酢や木酢液等を古着や布等に染み込ませて、猫の侵入路に置く。
- ・ コーヒー粕やどくだみ茶等の茶殻を庭等にまく。
- ・ ハーブ類を庭に植える。
- ・ 猫は足場の悪い場所には近づかないので、枯れ枝を一面に置いたり、園芸用の灰をまいたりする。
- ・ 赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生する市販の機械を設置する。





### 【コラム】動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物愛護管理法では、動物の遺棄・虐待行為について、次のとおり規定しています。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

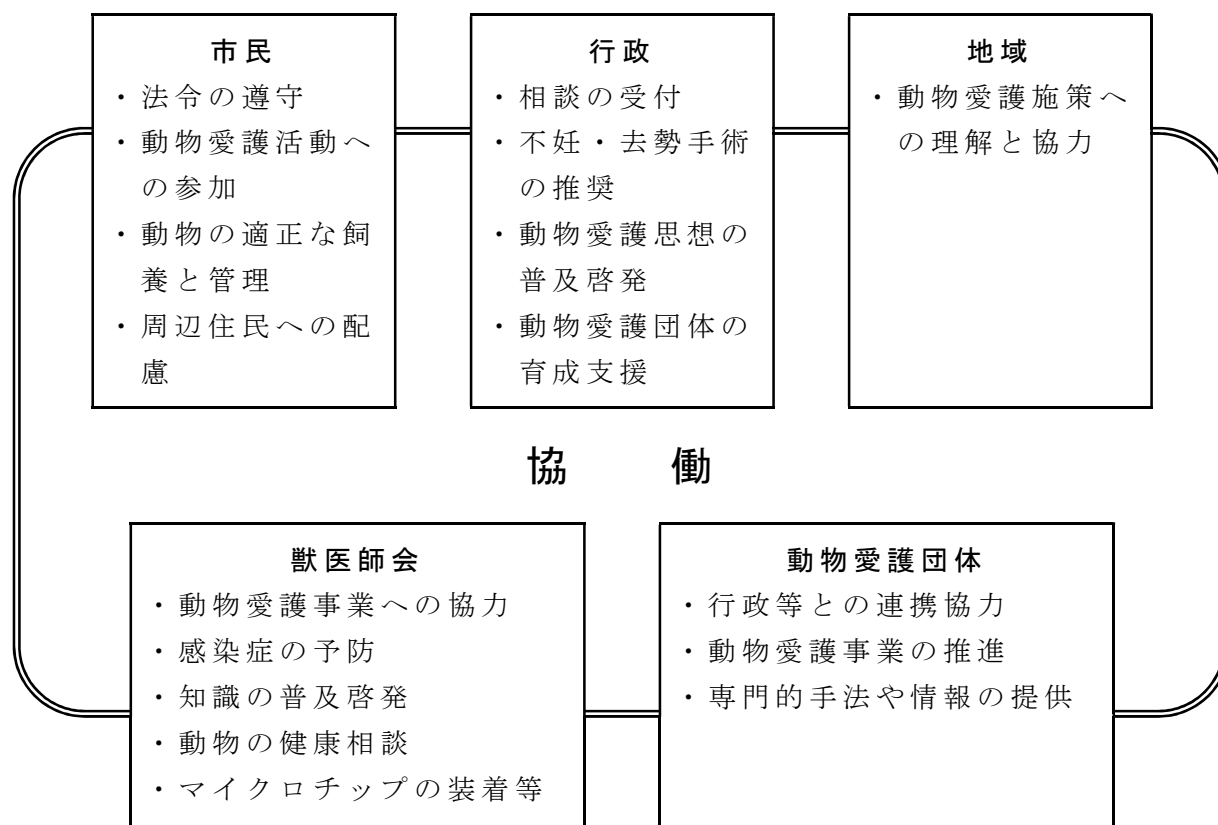
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは、絶対に行ってはなりません。

飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。



人と猫が調和のとれた共生社会を目指すには、市民、地域、動物愛護団体、獣医師会及び行政のそれぞれ異なる立場の人が、猫に関わる問題を解決するために協働して取り組むことが重要です。



### 1 市民の役割

猫が命あるものであることを尊重するとともに、地域での話し合いに参加し、地域猫活動等への理解を深め、協力しましょう。

猫を飼っている人や地域猫活動等に取り組む人は、このガイドラインに従い、周囲に迷惑をかけることのないように努めましょう。

また、かわいそうだからと餌を与えるだけの行為は、猫にも人にも迷惑をかける結果となります。猫への愛情を地域猫活動に向けましょう。

- ・ 法令の遵守
- ・ 動物愛護活動への参加
- ・ 動物の適正な飼養と管理
- ・ 周辺住民への配慮



## 2 地域の役割

猫のトラブルがあった場合、個人で解決するのは難しい場合があります。そのため、猫の問題を地域の環境問題ととらえ、共有することが解決への糸口になります。地域ごとに猫の問題は様々です。猫に対する考え方や感情、関わり方が異なる住民同士がコミュニケーションをとることができる場を設け、その地域の実情に合った解決方法を考えることが大切です。地域猫活動も解決方法の一つです。

- ・ 動物の愛護施策への理解と協力

## 3 動物愛護団体の役割

地域住民の理解を得たうえで、野良猫のTNR等の活動を推進し、猫の飼養方法や排泄等、しつけの助言や支援を行ったり、飼い主のいない猫に新しい飼い主を探すための助言や支援を行います。

- ・ 行政等との連携協力
- ・ 動物愛護事業の推進
- ・ 専門的手法や情報の提供

## 4 獣医師会の役割

不妊・去勢手術や、手術実施猫の目印である耳V字（U字）カットの処置を行うとともに、猫の生態や疾病予防、マイクロチップ等について情報を提供します。また、市民の動物愛護の意識向上を支援します。

- ・ 動物愛護事業への協力
- ・ 感染症の予防
- ・ 知識の普及啓発
- ・ 動物の健康相談
- ・ マイクロチップの装着等

## 5 行政の役割

### (1) 相談の受付

市民から寄せられる相談や苦情の窓口になるだけでなく、地域と連携して問題を把握し、地域の実情に合わせた解決への取り組みを支援します。

さらに、屋内飼養の推奨など飼い主への適正飼養の啓発や、屋内飼養が行えない場合には、トイレの設置や不妊・去勢手術の実施など、適切な飼養方法について情報提供を行い、トラブルの減少に努めます。



## (2) 不妊・去勢手術の推奨

飼い主のいない猫を減少させるため、獣医師会と連携して不妊・去勢手術を推奨します。

## (3) 動物愛護思想の普及啓発

動物愛護団体等と連携を図り、動物愛護思想と猫の適正飼養の啓発に努めます。

## (4) 動物愛護団体の育成支援

先進地の事例や専門的手法の情報を提供するなど、他団体と連携を図りながら動物愛護団体の育成や支援を行います。

Ver. 1.0 平成 31 年 3 月 策定  
Ver. 1.1 令和 2 年 2 月 一部改正  
Ver. 1.2 令和 3 年 10 月 一部改正

## 薩摩川内市 猫の適正飼養ガイドライン

平成 31 年 3 月 策定

編集・発行 薩摩川内市 市民福祉部 環境課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号

TEL 0996-23-5111

FAX 0996-20-5570

E-mail [life-env@city.satsumasendai.lg.jp](mailto:life-env@city.satsumasendai.lg.jp)